

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

＜平成29年12月26日 地方分権改革推進本部決定案＞

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成30年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

平成29年の地方からの提案に関する対応状況

(件数)

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかつ たもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
	H26	263	78	341	194	535
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%

平成29年の主な案件

1. 地方創生・まちづくり —魅力ある地域の創造—

【交通】

- ・地域公共交通に係る制度・運用の見直し(地域公共交通会議等の運営円滑化、タクシーによる貨客混載、実証運行期間の緩和等)
- ・駐車場出入口設置に係る規制緩和

【文化・観光】

- ・文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする規制緩和(公立博物館も同様の検討)
- ・観光地等における安全な無人航空機利用の確保

【土地利用】

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等
- ・国定公園内の既存施設の業態変更の取扱いに関する検討
- ・公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進

2. 人づくり・医療・福祉 —地域の実情に応じたサービスの提供—

【地域の創意工夫によるサービス充実・待機児童の解消】

- ・放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等
- ・保育所等の面積基準の見直し
- ・家庭的保育事業等の要件緩和(連携施設の要件緩和等)

【子育て支援サービス等の普及拡大】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施要件の見直し
- ・学校給食におけるコンビニ納付の実施
- ・奨学金「地方創生枠」の採用対象の拡大

【地域における医療・福祉サービスの充実】

- ・無床のへき地診療所における管理者の常勤要件緩和に関する検討
- ・無料低額宿泊事業の届出制の見直しに関する検討

3. 安心・安全 —災害時の被災地支援の拡充—

【災害対策の強化】

- ・被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化
- ・地方公共団体等が災害ボランティアツアーを実施する場合における旅行業登録を不要とする見直し

【被災者支援の拡充】

- ・罹災証明制度の見直し
- ・災害援護資金の貸付利率に市区町村の裁量を認める見直し

4. 地方分権改革の取組強化等 —国・地方の役割分担—

【権限の移譲】

- ・原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業登録等に係る事務権限の移譲(国→都道府県)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県→中核市)

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ・競輪に係る開催届
- ・不動産鑑定士試験の受験申込

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1 地方創生・まちづくり – 魅力ある地域の創造 –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	兵庫県、洲本市、鳥取県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、堺市、新潟市、上越市、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、九州地方知事会（警察庁、国土交通省）	地域公共交通に係る制度・運用の見直し (道路運送法等)	<p>地域公共交通に係る制度・運用について、地域公共交通会議の運営方法の明確化や事務の簡素化等を図ること、市町村による自家用有償旅客運送においてバス会社等からの持ち込み車両の活用を可能とすること、コミュニティバス導入に際しての実証運行に係る許可期間を通算3年まで緩和すること等により、地域の実情に合った地域公共交通の実現を促進する。</p> <p>【通知改正等】</p>
2	長崎市、指定都市市長会（警察庁、国土交通省）	駐車場出入口設置に係る規制緩和 (駐車場法)	<p>路外駐車場の出入口の設置規制について、安全対策を講じること等によって、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とすることにより、安全・円滑な道路交通の実現及び地域の活性化に資する。</p> <p>【政令改正】</p>
3	鳥取県、山口県、徳島県、大分県、北海道、群馬県、九州地方知事会（内閣官房、文部科学省）	文化財保護、博物館を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)	<p>現在、教育委員会が所管することとなっている文化財保護について、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることにより、観光振興や産業振興等の様々な分野と連動した文化資源の活用等に資する。</p> <p>【法律改正】</p> <p>現在、教育委員会が所管することとなっている公立博物館について、観光振興や産業振興等の様々な分野と連動した文化資源の活用等を図るため、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〈26年フォローアップ案件含む〉</p> <p>【法律改正】</p>

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (国土交通省)	観光地等における安全な無人航空機利用の確保 (航空法)	<p>無人航空機(ドローン等)の飛行について、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するとともに、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有可能とすることにより、観光地等における安全な無人航空機利用の確保に資する。</p> <p>【通知等】</p>
5	中津川市、兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省)	所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し (所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン等)	<p>所有者を特定することが困難な土地について、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公共性をもつ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築することにより、円滑な土地の利用を促進する。</p> <p>【法律改正】</p> <p>空家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、情報提供することにより、空家等の所有者等による適切な管理を促進する。</p> <p>【通知等】</p>

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
6	千葉県 (環境省)	国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等の取扱いの見直し (自然公園法)	<p>国定公園に関する公園計画の変更について、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
7	指定都市市長会 (国土交通省)	公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進 (公有地の拡大の推進に関する法律)	<p>先買い制度に基づき取得した土地について、都市再生整備計画による有効活用の方法や活用事例を情報提供すること等により、地域のニーズに応じた遊休土地の有効活用の促進に資する。<28年フォローアップ案件></p> <p>【通知等】</p>

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2 人づくり・医療・福祉 — 地域の実情に応じたサービスの提供 —

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	全国知事会、全国市長会、全国町村会、岐阜県、本巢市、中津川市、長洲町、豊川市、半田市、出雲市、栃木県、松山市、広島市 (厚生労働省)	放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等 (児童福祉法)	放課後児童クラブに従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。＜28年フォローアップ案件含む＞ 【省令改正等】
2	須坂市、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市 (内閣府、厚生労働省)	保育所等の面積基準の見直し (児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	保育所及び幼保連携型認定こども園に係る居室面積基準について、条例で基準を定めるに当たり、必ず従わなければならない基準が法令で定められているが、保育所については、現行の特例的に一部地域を「標準」とすることができる公示地価要件の在り方等を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、幼保連携型認定こども園については、保育所と同様に一部地域を「標準」とすることにより、地域の実情に応じた基準緩和が可能となり、待機児童の解消に資する。 【法律改正等】
3	越谷市 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和 (児童福祉法)	家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育の提供については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【省令改正等】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	特別区長会 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業における給食の搬入施設の拡大 (児童福祉法)	家庭的保育事業の食事提供については、現在、原則自園調理とされており、外部搬入を行う場合も連携施設や同一法人の事業所等からの搬入に限定されているが、適切な事業者からの搬入も可能とすることにより、当該事業の参入障壁を緩和し、待機児童の解消に資する。<28年フォローアップ案件> 【省令改正等】
5	高知県 (厚生労働省)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施要件緩和 (子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱)	ファミリー・サポート・センター事業について、子どもの預かりの場所は援助を行う会員の自宅以外の施設等においても可能であることを明確化するとともに、会員数50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【要綱改正】
6	横浜市 (総務省、文部科学省)	学校給食費における私人への徴収委託の実施 (地方自治法、学校給食法)	学校給食費の徴収又は収納の事務について、学校給食費が物品売払代金に該当するため、コンビニ納付(私人への徴収委託)が可能であることを明確化し、徴収方法を多様化することにより住民の利便性向上を図る。 【通知】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
7	香川県 (文部科学省)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直し (奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱)	奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)について、予約採用者も推薦対象とすることにより、利用者の負担軽減や手続の円滑化に資する。 【通知】
8	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 (医療法)	地域における医療の確保を図るため、無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方について平成29年度中に検討を行う。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9	指定都市市長会 (厚生労働省)	無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し (社会福祉法)	国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業について、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、都道府県等に対して事業開始後に行う届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3 安全・安心 – 災害時の被災地支援の拡充 –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	九州地方知事会 (内閣府、総務省)	被災都道府県から応援要請のあった都道府県と区域内市区町村が一体となって被災市区町村への支援を行うことの明確化 (災害対策基本法)	被災都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市区町村長に対し、被災市区町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することにより、迅速かつ効果的で継続的な被災地支援の加速に資する。 【法律改正】
2	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市 (国土交通省)	地方公共団体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外 (旅行業法)	災害ボランティアツアーについて、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施を可能とすることにより、被災地の復旧復興への支援を促進する。 【通知】

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
3	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村 (内閣府、金融庁、財務省)	罹災証明制度の見直し (災害対策基本法)	<p>罹災証明書の交付を迅速化するため、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性を含めて検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、住家の被害の程度が半壊に至らない区分について、地方公共団体が独自に区分を設定できることを明確化するため、平成29年度中に事例を収集し、整理する。その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>【通知等】</p>
4	岩泉町 (内閣府)	被災世帯に対する災害援護資金の貸付利率の設定に市区町村の裁量を認める見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律)	<p>市区町村が災害により被害を受けた世帯に対して貸し付ける災害援護資金の貸付利率(法律上年3%と明記)について、事務の効率化により運営事務費を縮減した場合等、市区町村が条例で貸付利率を設定できるよう裁量を付与することにより、貸付利率の引下げが可能となり、災害援護資金の利用促進に資する。</p> <p>【法律改正】</p>

平成29年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

4 地方分権改革の取組強化等 ー 国・地方の役割分担 ー

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	栃木県、九州地方知事会 (厚生労働省)	原体を製造・輸入する毒物 劇物製造業・輸入業の登録等事務の国から都道府 県への移譲 (毒物及び劇物取締法)	毒物及び劇物の原体の製造業及び輸入業に係る登録等の事務について、国から都道府県に移譲することにより、業者の利便性の向上に資する。 【法律改正】
2	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の 都道府県から中核市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限について、都道府県から中核市に移譲することにより、中核市における認定こども園に係る行政の窓口が一本化され、利用者や事業者にとって利便性が向上するとともに、地域の実情に応じて中核市が総合的に施策を推進することに資する。 【法律改正】
3	富山県、愛知県、埼玉県、九州地方知事会 (経済産業省、国土交通省)	都道府県経由事務の廃止 (自転車競技法、不動産の鑑定評価に関する法律)	国に対して行う以下の届出等について、都道府県経由事務を廃止することにより、届出者等の利便性向上や地方公共団体の事務負担軽減に資する。＜28年フォローアップ案件含む＞ ・競輪に係る開催届(経済産業省) ・不動産鑑定士試験の受験申込(国土交通省) 【法律改正】

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 1 / 3）

国から地方公共団体

（1）金融庁

〔中小企業等経営強化法〕

○国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携を強化する仕組みの構築を検討・結論(30年度中)

（2）厚生労働省

〔職業安定法〕

○国がオンラインで提供する情報の範囲に、求人票に記載されていない、より詳細な労働条件等が含まれるよう措置

○地方公共団体から委託を受けた民間事業者について、事業所外での職業紹介事業の実施を可能に

〔毒物及び劇物取締法〕

○毒劇物の原体の製造業・輸入業に係る登録等権限を都道府県に移譲

（3）経済産業省

〔中小企業等経営強化法〕

①経営力向上計画(国認定)と経営革新計画(都道府県承認)が一体となって地域の事業者を支援するために必要な連携施策を実施するよう通知

②(再掲)

（4）環境省

〔自然公園法〕

○国定公園内の既存施設について、業態変更する際の公園計画における取扱いを検討・結論(30年度中)

都道府県から市町村

（1）内閣府

〔認定子ども園法及び子ども・子育て支援法〕

○幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等の権限を中核市へ移譲

〔子ども・子育て支援法〕

○施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定事務・権限を指定都市及び中核市へ移譲

（2）文部科学省

〔認定子ども園法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)

（3）厚生労働省

〔児童福祉法〕

○放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限を指定都市も実施可能に(平成31年度から)

〔社会福祉士及び介護福祉士法〕

○喀痰吸引等事業者等の登録情報について、都道府県と市町村の間で共有が推進されるよう通知

○通知の状況を踏まえ、必要に応じて、喀痰吸引等業務に係る事務の指定都市への移譲の是非も含め、事務の円滑化を検討(32年度中)

〔介護保険法〕

○介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の中核市への移譲を検討・結論(30年中)

〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律〕

○特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務を希望する指定都市が実施できるよう通知

〔認定子ども園法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)

義務付け・枠付けの見直し等

（1）内閣官房

〔マイナンバー法〕

①児童福祉法による小慢医療費支給事務に必要な医療保険給付関係情報の情報連携を可能に

②難病法による特定医療費支給事務に必要な医療保険給付関係情報の情報連携を可能に

〔所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化〕

○公共事業に係る収入手続の合理化や公共的事業に係る新たな土地利用の仕組みを構築

（2）内閣府

〔学校教育法、児童福祉法、認定子ども園法及び子ども・子育て支援法〕

○特定教育・保育施設への都道府県と市町村の各監査において、実施主体間の協議により、重複内容を一元化できる旨通知

〔災害救助法〕

○借上型応急仮設住宅の供与に係る契約手続を円滑に行うため、契約書の様式等を周知

〔児童福祉法、認定子ども園法及び子ども・子育て支援法〕

○保育所等が認定子ども園に移行した際の地域子育て支援拠点事業の委託の取扱い等を周知

〔児童福祉法及び子ども・子育て支援法〕

①行政事情で利用料の適及徴収が生じた場合、市町村の施設への対応方法を通知(29年度中)

②現行の代行徴収権限の在り方について検討・結論(子ども・子育て支援法施行後5年を目途)

③家庭的保育事業等の代替保育に係る連携施設の拡大を検討・結論(平成29年度中)

④家庭的保育事業の自園調理の経過措置を延長、外部搬入を行う場合の搬入事業者を拡大

⑤放課後児童クラブの利用児童が概ね2人以下の場合に、延長保育事業等と放課後児童クラブの合同実施を可能に

〔児童福祉法及びマイナンバー法〕

○児童福祉法による措置に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

〔児童福祉法及び認定子ども園施設整備交付金〕

①認定子ども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請書類の統一化等を検討・結論(29年度中)

〔身体障害者法及びマイナンバー法〕

○身体障害者法による措置に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

〔精神保健福祉法及びマイナンバー法〕

○精神保健福祉法による措置に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

〔建築基準法〕

○既存建築物からの保育所等への転用を促進するために、保育室等の採光規定を合理化

〔学校給食法〕

①地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討・結論(30年中)

〔知的障害者法及びマイナンバー法〕

○知的障害者法による措置に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

〔災害対策基本法〕

①応援要請を受けた都道府県と区域内の市区町村による一体的な支援ができることを明確化

②罹災証明書交付の迅速化に向け、検討会で関係府省等が協力し検討・結論(29年度中)

③地方公共団体が独自に被害認定区分を設定できる旨を明確化するため、事例を収集し周知

〔老人福祉法及びマイナンバー法〕

○老人福祉法による措置に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

〔災害弔慰金法〕

○災害援護資金の貸付利率について、条例により市区町村の判断で設定することを可能に

〔私立学校振興助成法及び子ども・子育て支援法〕

○認定子ども園の特別支援補助について障害の確認方法を明確化

○認定子ども園の特別支援補助の一本化を含めた制度の在り方について検討(子ども・子育て支援法施行後5年を目途)

〔公益法人認定法〕

○公益法人の変更届出等の手続について、事務負担軽減のための新システムの運用を開始

〔公益法人認定法等の施行に伴う整備法〕

○一定の場合に、公益目的支出計画実施報告書等の提出が不要となる旨を周知(29年度中)

〔認定子ども園法〕

①保育教諭の配置基準に係る子どもの年齢基準日の変更等について検討・結論(30年度中)

②保育教諭の配置基準を満たさなくなった認定子ども園に対する監査指導の流れを周知

③居室面積基準を一部の地域に限り、一時的措置として「従うべき基準」を「標準」とする

④幼保連携型認定子ども園の3歳未満の食事搬入について、構造改革特区の次回評価に基づいて措置

⑤幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の食事搬入について、幼保連携型認定子ども園の食事搬入の導入と併せて措置

〔子ども・子育て支援法〕

①幼稚園における2歳児の受け入れに対する支援の在り方について検討・結論(31年中)

②職権による支給認定の変更に係る事務負担の軽減を措置

③支給認定の在り方について検討(同法施行後5年を目途)

④特定教育・保育施設の利用定員設定・変更に係る都道府県への協議を届出に見直し

⑤特定教育・保育施設の利用定員を減少させる場合の手続について、市町村の関与を強化

⑥子ども・子育て支援交付金の要綱を早期発出し、交付申請等の年間スケジュールを明確化

⑦地方公共団体等の負担軽減を図るため、施設型給付費等の算定に関する一部の様式の見直し等を行う

〔マイナンバー法〕(再掲:①、②)

③国保法施行規則の事務手続について、申請書等への個人番号記載の義務付けの要否を検討・結論(30年中)

④予防接種法による予防接種実施事務等に必要障害者関係情報等の情報連携を可能に

⑤母子保健法による養育医療の給付に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

⑥児童福祉法による療育の給付等に係る費用徴収に必要な地方税情報の情報連携を可能に

⑦通知カードの住所変更に係る追記事務について、事務負担の軽減に向けた工夫事例を周知

〔地域少子化対策重点推進交付金〕

○地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続の円滑化と内容の周知

〔地方創生推進交付金〕

○年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請スケジュールの前倒し等について検討

○申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用改善を図る

○地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供等に引き続き努める

（3）警察庁

〔道路運送法及び道路交通法〕

○地域公共交通会議等で認められた停留所での駐停車禁止の特例に係る対応について通知・周知

（4）金融庁

〔災害対策基本法〕(再掲:②)

（5）個人情報保護委員会

〔郵便法等〕

○空家等の所有者等の把握に必要な郵便の転送情報の提供の可否について検討・結論

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 2 / 3）

義務付け・枠付けの見直し等

（6）総務省

〔学校教育法及び地方独立行政法人法〕

○公立幼稚園の管理・運営について地方公共団体からの具体的提案を受けて検討・結論

〔地方自治法〕

○住民監査請求に係る職員措置請求書について、職業の記載を削除
○将来の用途廃止が確定している土地について、一定条件の下、行政財産として供用している間に売払契約の締結が可能である旨を通知

〔地方自治法及び公営住宅法〕

○独自住宅の管理について、公営住宅と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能である旨を通知
○条例に独自住宅の建替えに係る明渡請求の規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について通知

〔地方自治法及び学校給食法〕

○学校給食費が物品売払代金に該当し、私人に徴収又は収納の事務を委任することが可能であることを通知

〔児童福祉法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔郵便法等〕(再掲)

〔身体障害者法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔精神保健福祉法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔地方税法〕

①ふるさと納税に係る申告特例通知書の地方公共団体間における電子的送付を可能とする方向で検討・結論(30年中)
②所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付について、データ送信方法等を見直し

〔知的障害者法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔災害対策基本法〕(再掲:①)

〔老人福祉法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔地方独立行政法人法〕

○文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討・結論(31年度中)

〔統計法〕

○国勢調査の調査世帯一覧について、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で具体的な運用方法を検討・結論(30年度中)

〔マイナンバー法〕(再掲:①、②、④～⑦)

⑧記載事項変更後に通知カード付属の申請書で申請した場合も受付を行う方向で検討・結論(29年度中)

〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕

○空家等の所有者等による適切な管理の促進方策を収集・周知
○所有者等の責務の在り方を含め、空家等の管理の在り方について検討
〔所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化〕(再掲)

（7）法務省

〔生活保護法〕

○要保護の成年被後見人は、職権保護の対象となる旨を通知
〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕(再掲)

〔技能実習法〕

○都道府県等による管理体制の確保等前提に、農産物生産と農協等の施設作業を組み合わせた技能実習が可能である旨を周知

〔外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置〕

○地方入国管理局が保護の実施機関から必要な資料提供を求められた際は、行政機関個人情報保護法に基づく提供が可能である旨を通知
〔所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化〕(再掲)

（8）財務省

〔地方税法〕(再掲:②)

〔災害対策基本法〕(再掲:②)

（9）文部科学省

〔学校教育法及び地方独立行政法人法〕(再掲)

〔学校教育法、児童福祉法、認定こども園法、子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔地方自治法及び学校給食法〕(再掲)

〔児童福祉法〕

○放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの人員配置の考え方について検討・結論(30年度中)

〔児童福祉法、認定こども園法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔児童福祉法及び子ども・子育て支援法〕(再掲:①、②)

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕(再掲:①)

②申請を行う際の事前協議のスケジュールの明示化等を通知

〔文化財保護法及び地教法〕

○文化財保護に関する事務を地方公共団体の判断で首長部局に移管することを可能に

〔博物館法及び地教法〕

○公立博物館を地方公共団体の判断で首長部局が所管することについて検討・結論(30年中)

〔特別支援学校への就学奨励に関する法律〕

○特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務負担の軽減策を検討・措置(30年中)

〔学校給食法〕(再掲:①)

②私人への徴収・収納の事務委託について強制徴収の議論と併せて検討・結論
〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕

○教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分審査請求手続の在り方を検討・措置(29年度中)

〔私立学校振興助成法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔社会福祉士及び介護福祉士法〕

○高校において福祉科目を履修した学生も含め、介護福祉士の確保策を検討・結論(31年度中)

〔認定こども園法〕(再掲:①、②、④、⑤)

〔高等学校等就学支援金の支給に関する法律〕

○高等学校等就学支援金の支給に係る事務負担の軽減策を検討・措置(30年中)

〔子ども・子育て支援法〕(再掲:①、⑤、⑦)

〔学校給食費に係る就学援助費に関する事務〕

○就学援助費について学校給食そのものを現物給付として提供する場合等は保護者の委任状を要しないことを通知

〔奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱〕

○日本学生支援機構の奨学金の予約採用者も地方創生枠の推薦対象とすることを通知

（10）厚生労働省

〔健康保険法〕

○障害児(者)リハビリテーション料の常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について検討・結論(29年度中)

○公費負担医療における高額療養費の算定について、見直しの必要性を検討・措置(30年度中)

〔学校教育法、児童福祉法、認定こども園法、子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔児童福祉法〕

①保育士の配置基準に係る子どもの年齢基準日の変更等を検討・結論(30年度中)

②保育士の配置基準を満たさなくなった保育所に対する監査指導の流れを周知

③保育所の居室面積基準を特例的に「標準」とする地価要件の在り方等を検討・結論(29年度中)

④放課後児童クラブの従うべき基準について、地方分権に係る議論の場において参酌化することについて検討・結論(30年度中)

⑤登録児童数が少ない場合等の放課後児童支援員の員数について地方分権に係る議論の場において検討・結論(30年度中)

⑥(再掲)

⑦放課後児童支援員の基礎資格等を一定の実務経験がある者等に拡大

⑧放課後児童支援員認定資格研修の受講に必要な実務経験、他の研修との重複科目の免除、経過措置について検討・結論(30年度中)

⑨児童発達支援センターの食事搬入について、構造改革特区の次回評価に基づいて措置

⑩保育所の3歳未満の食事搬入について、平成29年度の構造改革特区の評価に基づいて措置

⑪保育所等を利用する子どもと合同で一時的預かり事業を実施する場合の職員配置の在り方を検討・結論(29年度中)

⑫児童養護施設における看護師加算要件について、検討・結論(29年度中)

⑬児童発達支援及び放課後等デイサービスを合同で実施する場合に従業員の兼務と設備の共用が可能であること等を周知

⑭利用児童が少数である地域における児童発達支援の安定した事業運営の在り方について検討・結論(29年度中)

⑮医療型児童発達支援の医師等の常勤換算の方法等の具体的基準を通知

⑯医療型児童発達支援の医師の配置要件の緩和について検討・結論(29年度中)

⑰欠格事由に該当する保育士登録の取消しを適正に実施できるよう検討・結論(29年度中)

⑱里親支援機関が委託する里親も子育て短期支援事業を実施できることについて検討・結論(30年度中)

〔児童福祉法及び障害者総合支援法〕

○相談支援体制の充実等の検討のなかで相談支援専門員を確保する方策を30年度の報酬改定に向けて検討・結論

〔児童福祉法、認定こども園法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔児童福祉法及び子ども・子育て支援法〕(再掲:①～⑤)

○介護施設等で子育て短期支援事業を実施できることを明確化

〔児童福祉法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕(再掲:①、②)

〔医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法〕

○医師等の医療従事者の免許申請書等に係る厚生労働大臣の氏名の記入を廃止

〔保健師助産師看護師法〕

○都道府県が准看護師試験事務を指定試験機関に委託可能に

〔医療法〕

○施行規則10条5項を遵守できている場合、結核患者を感染症病棟に入院させることが可能であることを通知

○無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方を検討・結論(29年度中)

〔身体障害者法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔精神保健福祉法〕

○精神医療審査会におけるテレビ会議の活用等を検討・結論(30年中)

〔精神保健福祉法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔生活保護法〕

①(再掲)

②法78条債権の保護費からの徴収について、生活の維持に支障がないと判断できる場合には上限額に捉われない対応を可能に

③法63条債権を被保護者の申出に基づき予め保護費から徴収可能とすることを検討・結論(29年度中)

④法63条債権を国税徴収の例により徴収可能とすることを検討・結論(29年度中)

〔建築基準法〕(再掲)

〔社会福祉法〕

○無料低額宿泊事業に係る悪質事業者の規制のため、最低基準の法定化や事前届出制の導入等を検討・結論(29年度中)

〔水道法〕

○給水区域を縮小する場合について、具体的かつ詳細な手続及び許可基準を周知

〔知的障害者法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔児童扶養手当法〕

○日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関同士の情報連携の強化について検討・結論(30年中)

○転出入と同時に事実婚となった場合、転出元の地方公共団体で資格喪失手続ができる旨を通知(30年中)

〔老人福祉法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔母子及び父子並びに寡婦福祉法〕

○ファミリー・サポート・センター事業の援助会員講習受講者をひとり親家庭等日常生活支援事業の家庭生活支援員とみなすことを可能に

○ひとり親家庭等日常生活支援事業の依頼者の居宅における事業実施を可能であることを明確化

〔母子及び父子並びに寡婦福祉法及び窮者自立支援法〕

○生活困窮家庭への学習支援とひとり親家庭等への学習支援の一体的な実施について、実施主体が異なる場合も含めた事例を把握し、参考情報を周知

〔農村産業法〕

○農村地域に導入できる業種の限定を廃止

〔私立学校振興助成法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔社会福祉士及び介護福祉士法〕

①介護福祉士試験の実務経験ルートについて、受験者数の減少要因を分析の上、介護福祉士の確保策を検討・結論(30年度中)

②(再掲)

③喀痰吸引等研修の受講環境を整備することについて検討・結論(30年度中)

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 3 / 3）

義務付け・枠付けの見直し等

〔介護保険法〕

○介護支援専門員が、介護支援専門員証の交付を受けずに業務を行った場合における登録削除の裁量権を都道府県知事に付与

○安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例を周知

○訪問介護事業又は旧介護予防訪問介護に相当するサービスと訪問型サービスAが同一事業所において一体的に運営されている場合、サービス提供責任者の兼務が可能である旨を通知

○指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に変更があった場合、研修の修了について、一定の経過期間を設けることを検討・結論(29年度中)

○市町村介護保険事業計画の変更手続が円滑に行われるよう周知

○周知の状況を踏まえ、当該手続の在り方について検討・結論(30年度中)

○特定事業所集中減算の見直しについて検討・結論(29年度中)

○指定居宅サービス事業者等の指定の更新の有効期限が異なる場合、期限を合わせて更新することが可能である旨を周知

〔障害者総合支援法〕

○指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新の有効期限が異なる場合、期限を合わせて更新することが可能である旨を周知

○自立訓練の利用者要件を含めたサービスの在り方を30年度の報酬改定に向けて検討・結論

○常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方を30年度の報酬改定に向けて検討・結論

○自立支援医療に係る支給認定の有効期間を延長する方策を検討・結論(31年度中)

〔認定こども園法〕(再掲:①～⑤)

〔統計法〕

○介護サービス施設・事業所調査の調査票情報の提供が可能である旨を周知

〔子ども・子育て支援法〕(再掲:⑤、⑦)

○ファミリー・サポート・センター事業の預かりが会員の自宅以外で可能であることを明確化

○ファミリー・サポート・センター事業の会員数要件について、50人未満等の区分等を検討・結論(平成30年度中)

〔マイナンバー法〕(再掲:①～⑥)

〔生活困窮者自立支援法〕

○生活困窮者就労準備支援事業に係る利用期間の制限(1年間)の取扱いを明確にする方向で検討・結論(30年中)

○生活困窮者自立支援状況調査の提出期限を延長

〔技能実習法〕(再掲)

〔外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置〕(再掲)

〔介護福祉士等修学資金貸付制度〕

○介護福祉士等修学資金について、都道府県等が事業間の配分額を調整可能な旨を周知(29年度中)

〔肝炎治療特別促進事業〕

○核酸アナログ製剤治療の助成対象者に対する所得状況確認、個人番号の活用が可能であることを周知

○核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、1年毎の診断書提出及び認定協議会の判断について、必要性の有無を検討・措置(30年中を目途)

〔認知症初期集中支援推進事業〕

○小規模な市町村が工夫をして認知症初期集中支援チームを設置している取組事例を周知

〔保育士修学資金貸付等制度実施要綱〕

○就職準備金貸付の取組実績の公表等を実施

〔全国ひとり親世帯等調査〕

○補助的データの利用や全戸訪問調査の課題を整理し、調査負担の軽減について検討・結論(次回調査時)

〔保育所等施設整備交付金〕

○補助金の交付要綱の予算成立後の速やかな周知

(11) 農林水産省

〔農林水産業施設復旧暫定措置法〕

○補助率増高申請に係る農林水産省のヒアリング実施時期及び審査内容の見直し

〔農地法〕

○同一目的のため複数回農地転用許可を行う場合の農水大臣協議における提出書類の簡素化

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

○農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続の迅速化を図るための方法等について周知

〔卸売市場法〕

○地方卸売市場内での小売活動等の可否を都道府県知事が判断可能であることを明確化

〔農村産業法〕(再掲)

〔特定農地貸付法〕

○特定農地貸付に係る事務手続の簡素化事例等の周知

〔特定農地貸付法及び市民農園整備促進法〕

○法人格なき社団が市民農園を開設する場合の手続等について通知

〔技能実習法〕(再掲)

〔農地防災事業等補助金〕

○経費の額の変更のうち一定の場合について、大臣承認を不要に

〔強い農業づくり交付金〕

○一定の場合に市町村長を経由せずに事業実施計画を提出することが可能である旨を周知

〔農山漁村地域整備交付金〕

○交付決定迅速化のため、交付申請に係る審査手順を見直し

〔国産農産物消費拡大対策事業補助金〕

○地域の魅力再発見食育推進事業について、平成30年度から交付金による措置の検討等

〔農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務〕

○農地耕作条件改善事業の繰越し等の手続に係る事務を都道府県へ委任

〔補助事業等の交付申請に係る事務〕

○特段の理由がある場合、割当内示前に国との協議等が可能である旨を周知

〔交付金等に係る配分額の算定事務〕

○強い農業づくり交付金等の不用ペナルティ査定について、三者見積り徴取地区は対象外に

○同不用ペナルティ査定について、不用額を報告した場合には、対象外になることを明確化

〔所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化〕(再掲)

(12) 経済産業省

〔自転車競技法〕

○指定市町村が競輪を開催する際の届出に係る都道府県經由事務を廃止

〔農村産業法〕(再掲)

(13) 国土交通省

〔地方自治法及び公営住宅法〕(再掲)

〔郵便法等〕(再掲)

〔建設業法〕

○建設業許可等に係る都道府県經由事務について、廃止する方向で電子申請化と併せて検討・結論(30年中目途)

〔測量法〕

○四等三角点の災害時の復旧対応や廃点手続等について周知

〔建築基準法〕(再掲)

〔建築基準法及び都市計画法〕

○都市再生緊急整備地域以外の一般道路で立体道路制度が活用できるよう検討・結論(30年中)

〔港湾法〕

○臨海地区指定に係る手続等に関し港湾管理者が留意すべき事項について周知(30年中)

〔道路運送法〕

○地域公共交通会議の協議事項について、道路運送法上合意の必要がある事項とない事項を整理・通知

○地域公共交通会議等の設置要綱等に定めた議決方法によって、当該会議の協議が調い、合意したこととなる旨を明確化

○地域公共交通会議等の協議において省略可能な事項、手続の簡素化が可能な事項を明確化

○コミュニティバス等の実証運行実験の円滑な実施に資するよう、具体的な手続きを周知

○一定の場合に、一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請に係る提出書類の省略を可能に

○道路運送法21条による実証運行実験の許可期間の柔軟化

○市町村運営有償運送において、運行委託先の車両の活用を可能に

○自家用有償旅客運送の運行委託先の事業用車両を、本来の事業の用に供することを妨げない範囲で活用可能に

○自家用有償旅客運送の登録等に係る事務・権限の移譲によるメリット等を周知

○二以上の地方運輸局の管轄区域にわたる許可等の申請書等の提出方法の明確化

〔道路運送法及び道路交通法〕(再掲)

〔道路運送法及び貨物自動車運送事業法〕

○過疎地域でのタクシー車両を用いた貨物運送を可能に

○タクシー車両を用いた貨物運送の実施範囲である過疎地域の拡大について検討・結論(31年中)

〔土地収用法〕

○未取得の土地があり、かつ法に規定する要件を満たす場合は、事業認定が可能である旨を周知

〔道路法〕

○道路占用許可に係る無余地性の基準の充足等の取扱いについて事例集等により周知

○橋梁点検の支援技術の現場導入を促進し、導入時に周知

○技術面、財政面、実施体制面の支援措置を継続

○定期点検の在り方について、早期に結論を得るべく地方の意見を聴きながら検討

〔航空法〕

○無人航空機の飛行を制限する条例の制定等が可能であることを明確化(29年度中)

○無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを構築

〔旅行業法〕

○一定の場合に、旅行業の登録をせずに災害ボランティアツアーが実施可能である旨を通知

〔駐車場法〕

○一定の場合、まがりかど付近等における路外駐車場の出入口の設置を可能に

〔不動産鑑定評価法〕

○不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県經由事務を廃止

〔河川法〕

○河川管理施設の操作に係る作業を民間企業等に委託する方法等を周知

〔農村産業法〕(再掲)

〔公有地の拡大の推進に関する法律〕

○先買い土地を都市再生整備計画に基づく事業に活用することが可能である旨等を通知

〔生産緑地法〕

○生産緑地地区の規模要件について、条例で区域の最低規模を定めることを可能に

〔浄化槽法〕

○事業場からの排水が浄化槽で処理できない特殊な排水かは、地方公共団体が判断する旨を通知等

〔自動車運転代行業法〕

○条例により、損害賠償責任保険の保険料の定期的な支払状況報告の義務化が可能である旨を通知

○条例により、地域の実情に応じた最低利用料金の設定が可能である旨を通知

〔小型船舶の登録等に関する法律〕

○不法係留船対策に必要な情報を無償で取得することができる仕組みの構築(30年中)

〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕(再掲)

〔所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化〕(再掲)

(14) 環境省

〔大気汚染防止法〕

○建設リサイクル法に基づく解体等工事の届出情報について、大防法に基づき資料の提出の要求が可能である旨を通知

〔廃棄物処理法〕

○浄水場で発生する土砂の廃棄物該当性は、地方公共団体が物の性状等を総合的に勘案して判断する旨を通知

○都道府県等が行う産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果に係る国への情報提供は、当分の間、休止

〔浄化槽法〕(再掲)

〔土壌汚染対策法〕

○土地の形質変更に係る届出の対象外の範囲の拡大及び等道府県等が汚染のおそれがないと判断できるときは届出後30日を待たずに工事着手を認めることを検討・結論(30年中)

〔鳥獣保護管理法等〕

○法人許可の場合、一定の条件下で、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いたシカ等の捕獲が可能である旨を通知

〔補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務〕

○老朽化した建物の建替えに伴い、同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合、国庫納付が不要である旨を通知